

平塚市個人情報保護条例

〔平成19年9月28日〕
条例第13号

平塚市個人情報保護条例（平成6年条例第23号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条～第13条）
- 第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権
 - 第1節 開示（第14条～第22条）
 - 第2節 訂正（第23条～第29条）
 - 第3節 利用停止（第30条～第36条）
 - 第4節 審査請求（第36条の2～第39条）
- 第4章 個人情報保護審査会（第40条～第46条）
- 第5章 個人情報保護運営審議会（第47条～第49条）
- 第6章 事業者等における個人情報の取扱い（第50条～第55条）
- 第7章 雑則（第56条～第61条）
- 第8章 罰則（第62条～第66条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、本市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 生存する個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、次のア又はイの

いずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

（２）個人識別符号 次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

（３）要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次のアからサまでのいずれかに掲げる事項が含まれる個人情報をいう。

ア 信条

イ 人種

ウ 社会的身分

エ 犯罪の経歴

オ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。（エに該当するものを除く。）。)

カ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はそ

の疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（エに該当するものを除く。）。

キ 犯罪により害を被った事実

ク 病歴

ケ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること（クに該当するものを除く。）。

コ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（サにおいて「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（サにおいて「健康診断等」という。）の結果（クに該当するものを除く。）

サ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（クに該当するものを除く。）。

（４）特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

（５）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会をいう。

（６）実施機関の職員 実施機関の地方公務員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４３条第１項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。）であって、議会の議員（議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。）以外の者をいう。

（７）保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（平塚市情報公開条例（平成１４年条例第２４号。）第２条第２項に規定する行政文書をいう。次号において同じ。）に記録されているものに限る。

（８）保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有

しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

(9) 情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を番号法第 2 6 条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。

(1 0) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 9 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 1 5 年法律第 1 1 8 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

(1 1) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

第 2 章 実施機関における個人情報の取扱い

(取扱いの制限)

第 6 条 実施機関は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ平塚市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の登録等)

第 7 条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務(一定の事務の目的を達成するために

体系的に構成された保有個人情報を含む情報の集合物を扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で記録された保有個人情報を取り扱う事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (4) 保有個人情報の記録の対象者
 - (5) 保有個人情報の記録内容の項目
 - (6) 保有個人情報の保有形態
 - (7) 保有個人情報の収集方法並びに利用及び提供の範囲
 - (8) 保有個人情報が記録されているファイル、台帳等の名称
 - (9) その他実施機関が定める事項
- 2 前項の保有個人情報には、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する保有個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録されたものとして規則で定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等は含まない。
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。
- 5 実施機関は、第3項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を利用する目的(以下「利用目的」という。)を明確にし、当該利用目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。第4項及び第5項において同じ。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により本人から収集することが困難であって、やむを得ない必要があると認められるとき。
- (6) 第9条第1項ただし書の規定により利用するとき。
- (7) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより本市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するよう努めなければならない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (3) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

4 実施機関は、第2項第3号又は第7号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に書面により通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限り

でない。

5 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第2項第1号の規定に該当して収集されたものとみなす。

第8条の2 実施機関は、番号法第20条の規定に違反して、特定個人情報を収集してはならない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、収集したときの利用目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
- (5) 平塚市情報公開条例第5条第1号アからウまでに該当する情報であるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めると

2 実施機関は、収集したときの利用目的の範囲を超えて前項第4号又は第5号に該当する保有個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、第1項第3号又は第6号の規定に該当するとして保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に書面により通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、第1項ただし書の規定により保有個人情報を利用し、又は提供するときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

5 前項に規定する場合において、実施機関は、必要があると認めるときは、保有個人情報を利用し、又は提供を受けるものに対し、当該保有個人情報について、使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の

適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第9条の2 実施機関は、収集したときの利用目的の範囲を超えて当該実施機関内部において保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用してはならない。ただし、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。）は、この限りでない。

2 実施機関は、収集したときの利用目的の範囲を超えて当該実施機関内部において情報提供等記録を利用してはならない。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関相互において保有特定個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。（オンライン結合による外部提供の制限）

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することをいう。以下同じ。）の方法により、実施機関以外のものに対し当該実施機関の保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の提供（実施機関以外のものが当該実施機関の保有個人情報を随時入手し得る状態にしての提供に限る。次項において同じ。）をしてはならない。

2 実施機関は、オンライン結合の方法により、実施機関以外のものに対し当該実施機関の保有個人情報の提供を開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、オンライン結合の方法により、実施機関以外のものに対し当該実施機関の保有個人情報の提供をするときは、不正な手段により当該実施機関の保有個人情報が利用されることがないように必要な措置を講じなければならない。

（適正な管理）

第11条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理

のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 実施機関は、利用目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料とするために保存するものについては、この限りでない。

(職員等の義務)

- 第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(実施機関に対する苦情の処理)

- 第13条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 実施機関は、前項の苦情を処理するに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権

第1節 開示

(開示請求権)

- 第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 次の各号に掲げる者(以下「請求代理人」という。)は、当該各号に掲げる保有個人情報について、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人が請求することができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める者 保有特定個人情報以外の保有個人情報

- (2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 保有特定個人情報

(開示請求の手續)

- 第15条 開示請求をしようとする者は、当該開示請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

- (2) 開示請求に係る保有個人情報の内容
 - (3) その他実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人又は請求代理人であることを示す書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 1 6 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 請求代理人により開示請求がされた情報であって、開示することが開示請求に係る本人の利益に反するおそれがあると認められるもの
- (2) 開示請求者(請求代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。この号及び次号、次条第 2 項並びに第 2 0 条第 1 項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 公務員等(国家公務員法(昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 1 1 年法律第 1 0 3 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職

員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害すると認められる場合にあつては、当該部分を除く。

ウ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(3) 法人等に関する情報又は事業を営む開示請求者以外の個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であつて、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずると認められるもの

(5) 本市の機関内部若しくは機関相互又は本市の機関と国若しくは他の地方公共団体(以下この号及び次号において「国等」という。)の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 本市の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げる支障を生じると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正かつ適正な遂行を不当に妨げると認められるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不法な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するもの

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するもの

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を不当に阻害するもの
 オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を不当に阻害するもの

(7) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(8) 人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持のため、開示をしないことが適当と認められる情報

(9) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、開示することができないとされている情報

（部分開示）

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、保有個人情報の開示を請求する趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、当該不開示部分が記録されている部分を除いて、当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号に該当する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるとは認められないときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、平塚市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

（開示請求に対する決定等）

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して15日以内に、当該開示請求に対する諾否の決定（以下「開示諾否決定」という。）を行わなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の開示諾否決定をしたときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前項に規定する場合において、当該開示諾否決定が開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むものであるとき（開示請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。）は、実施機関は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を開示請求があった日から起算して60日以内に限り延長することができる。ただし、実施機関は、当該開示請求に係る保有個人情報が一の文書であっても、合理的にその文書を分割することにより同項に規定する期間内に開示諾否決定をすることが可能となる部分があるときは、その部分について、同項に規定する期間内に開示諾否決定をするよう努めなければならない。

5 前項本文の規定により第1項に規定する期間を延長したときは、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、第1項及び第4項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示諾否決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に

掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示諾否決定をする期限

7 実施機関が第 1 項、第 4 項又は前項の規定により開示諾否決定を行わなければならないとされている期間内に開示諾否決定を行わない場合は、開示請求者は、開示請求に係る保有個人情報の全部について開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 20 条 開示請求に係る保有個人情報に本市及び開示請求者以外のもの(以下この条、第 28 条、第 35 条及び第 37 条から第 39 条までにおいて「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示諾否決定をするに当たって、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(保有個人情報の開示)

第 21 条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、保有個人情報の開示をしなければならない。

2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の開示をすることにより、当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該保有個人情報の開示に代えて、当該保有個人情報を複写したのものにより、これを行うことができる。

4 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人又は請求代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

(開示請求の特例)

第22条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示の請求があったときは、第19条の規定にかかわらず、開示諾否決定をしないで、速やかに、前条第2項及び第3項に規定する方法により開示をするものとする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 請求代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手續)

第24条 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の内容

(3) 訂正を求める内容及び訂正の理由

(4) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第25条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当

該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 26 条 第 18 条の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第 27 条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求があった日から起算して 30 日以内に、当該訂正請求に対する諾否の決定（以下「訂正諾否決定」という。）を行わなければならない。ただし、第 24 条第 3 項において準用する第 15 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の訂正諾否決定をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前項に規定する場合において、当該訂正諾否決定が訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正を拒むものであるとき（訂正請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。）は、実施機関は、その理由を併せて通知しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第 1 項に規定する期間を訂正請求があった日から起算して 75 日以内に限り延長することができる。ただし、実施機関は、当該訂正請求に係る保有個人情報が一の文書であっても、合理的にその文書を分割することにより同項に規定する期間内に訂正諾否決定をすることが可能となる部分があるときは、その部分について、同項に規定する期間内に訂正諾否決定をするよう努めなければならない。

5 前項本文の規定により第 1 項に規定する期間を延長したときは、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6 実施機関は、訂正諾否決定に特に長期間を要すると認めるときは、第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正諾否決定をする期限

7 実施機関が第 1 項、第 4 項又は前項の規定により訂正諾否決定を行わなければならないとされている期間内に訂正諾否決定を行わない場合は、訂正請求者は、訂正請求に対して訂正をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 2 8 条 第 2 0 条の規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 2 9 条 実施機関は、第 2 5 条の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 1 9 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 3 節 利用停止

(利用停止請求権)

第 3 0 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反して収集されたものであるとき又は第 9 条第 1 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 9 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 請求代理人は、本人に代わって前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。) の請求(以下「利用停止請求」という。) をすることができる。

第 3 0 条の 2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措

置を請求することができる。

(1) 第 8 条第 1 項若しくは第 8 条の 2 の規定に違反して収集されたものであるとき、第 9 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 2 0 条の規定に違反して保管されているとき、又は番号法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 9 条の 2 第 3 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 前条第 2 項の規定は、保有特定個人情報の利用停止請求に準用する。

(利用停止請求の手続)

第 3 1 条 利用停止請求をしようとする者は、当該利用停止請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の内容

(3) 利用停止を求める内容及び利用停止の理由

(4) その他実施機関が定める事項

2 第 1 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止請求について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第 3 2 条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 3 3 条 第 1 8 条の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する決定等)

第 3 4 条 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該利用停止請求があった日から

起算して30日以内に、当該利用停止請求に対する諾否の決定（以下「利用停止諾否決定」という。）を行わなければならない。ただし、第31条第2項の規定において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の利用停止諾否決定をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前項に規定する場合において、当該利用停止諾否決定が利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止を拒むものであるとき（利用停止請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。）は、実施機関は、その理由を併せて通知しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を利用停止請求があった日から起算して75日以内に限り延長することができる。ただし、実施機関は、当該利用停止請求に係る保有個人情報が一の文書であっても、合理的にその文書を分割することにより同項に規定する期間内に利用停止諾否決定をすることが可能となる部分があるときは、その部分について、同項に規定する期間内に利用停止諾否決定をするよう努めなければならない。

5 前項本文の規定により第1項に規定する期間を延長したときは、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6 実施機関は、利用停止諾否決定に特に長期間を要すると認めるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この項の規定を適用する旨及びその理由

（2） 利用停止諾否決定をする期限

7 実施機関が第1項、第4項又は前項の規定により利用停止諾否決定を行わなければならないとされている期間内に利用停止諾否決定を行わない場合は、利用停止請求者は、利用停止請求に対して利用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第35条 第20条の規定は、利用停止請求について準用する。

(保有個人情報の提供先への通知)

第36条 実施機関は、第32条の規定により保有個人情報の利用停止の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第36条の2 開示諾否決定(第19条第7項の規定により開示しない旨の決定があったものとみなされた当該決定を含む。以下同じ。)、訂正諾否決定(第27条第7項の規定により訂正をしない旨の決定があったものとみなされた当該決定を含む。以下同じ。)若しくは利用停止諾否決定(第34条第7項の規定により利用停止をしない旨の決定があったものとみなされた当該決定を含む。以下同じ。)又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求(行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をいう。以下同じ。)については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第37条 開示諾否決定、訂正諾否決定若しくは利用停止諾否決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対して審査請求があったときは、当該審査請求に係る裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 審査請求に対する裁決で、当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)
- (3) 審査請求に対する裁決で、当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合(当該保有個人情報の訂正について反対意見書が提出されているときを除く。)
- (4) 審査請求に対する裁決で、当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合(当該保有個人情報の利用停止について反対意見書が提出されているときを除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関が第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するとして審査会に諮問することなく審査請求に対する裁決を行ったときは、当該審査請求に関する概要を審査会に報告しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第38条 前条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示、訂正又は利用停止について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第39条 第20条第2項(第28条及び第35条において準用する場合を含む。)の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示、訂正又は利用停止をする旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示諾否決定、訂正諾否決定又は利用停止諾否決定を変更し、これらに係る保有個人情報の開示、訂正又は利用停止をする旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示、訂正又は利用停止に反対の意見を表示している場合に限る。)

第4章 個人情報保護審査会

(審査会の設置及び組織等)

第40条 第37条に規定する審査請求について、実施機関の諮問に応じて調査審議するため、審査会を置く。

2 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限等)

第41条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示諾否決定、訂正諾否決定又は利用停止諾否決定に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示諾否決定、訂正諾否決定又は利用停止諾否決定に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 3 諮問実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見若しくは説明又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること、適当と認める者に審査会に提出された意見書又は資料の鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

- 5 審査会は、前項の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委員による調査手続)

第41条の2 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第43条第1項本文の規定による審査請求人又は参加人の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の提出)

第42条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書、説明書又は資料(以下「意見書等」

という。)を提出することができる。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(口頭意見陳述)

第43条 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下この条において「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問実施機関に対し、質問を発することができる。

(提出資料の写し等の送付等)

第43条の2 審査会は、第41条第2項若しくは第4項又は第42条の規定による意見書等の提出があったときは、当該意見書等の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をするときは、当該送付に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された第1項に規定する意見書等の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その関

覧を拒むことができない。

4 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第44条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査請求人及び参加人が口頭で行う意見陳述に関しては、当該陳述人が希望し、かつ、審査会が適当と認めるときは、公開することができる。

(答申書の送付等)

第45条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、遅滞なく、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第46条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 個人情報保護運営審議会

(審議会の設置及び組織等)

第47条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、審議会を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の権限)

第48条 審議会は、この条例により付与された権限に属する事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて審議するほか、実施機関に対し、意見を述べることができる。

2 審議会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第49条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 事業者等における個人情報の取扱い

(委託等に伴う措置)

第50条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を取り扱わせるときは、個人情報の適正な取扱いについて必要な指導を行わなければならない。

2 実施機関は、実施機関以外のものに電子計算機を用いて個人情報取扱事務を行わせるときは、あらかじめ、審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

3 第1項に規定する場合を除くほか、実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

4 第11条の規定は、実施機関から個人情報取扱事務の全部又は一部の委託を受けたものが当該委託を受けた個人情報取扱事務(以下「受託事務」という。)を行う場合の当該委託を受けたものについて準用する。

5 受託事務に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の指定に伴う措置)

第51条 実施機関は、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該公の施設を管理するに当たって取り扱われる個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 第11条の規定は、指定管理者が公の施設の管理を行う場合の当該指定管理者について準用する。

4 指定管理者が管理する公の施設の管理の業務(以下「指定管理業務」という。)に従事している者又は従事していた者は、当該指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだ

りに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(出資法人等の個人情報保護)

第52条 出資法人等(市が出資その他財政上の援助を行う法人で実施機関が定めるものをいう。以下この条において同じ。)は、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出の申出の手続、当該申出の回答に対して異議の申出があったときの申出の手続その他個人情報の適正な管理に関し必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人等が前項の規定による個人情報の適正な取扱いが確保されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 出資法人等は、開示、訂正又は利用停止の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該実施機関に対し、助言を求めるものとする。

4 前項の規定による助言を求められた実施機関は、出資法人等に対し当該開示、訂正又は利用停止の申出に係る個人情報の提出を求め、必要があると認めるときは、審査会に当該個人情報等を提出して、審査会の意見を聴くものとする。

5 審査会は、前項の規定により意見を求められたときは、実施機関に対する審査請求に係る諮問案件の審査手続に準じた手続により、意見をまとめるものとする。

(事業者への助言及び勧告)

第53条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあるとき認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を要請することができる。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対して取扱いの是正を助言し、これに従わないときは、審議会の意見を聴いた上で、勧告を行うことができる。

(苦情相談の処理)

第54条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、迅速かつ適正に処理するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を要請することができる。

(他の地方公共団体又は国との協力)

第55条 市長は、この章の規定に基づく施策を実施するに当たり、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要があると認めるときは、他の地方公共団体又は国の機関に対して協力を求めるものとする。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに係る個人の権利利益の保護を目的として他の地方公共団体又は国が行う施策に協力することを求められたときは、その求めに応ずるものとする。

第7章 雑則

(費用の負担)

第56条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求(次条において「開示請求等」という。)に係る手数料は、無料とする。

2 第21条第2項及び第3項の規定により保有個人情報の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の交付に要する費用を負担しなければならない。

(利用支援情報の提供等)

第57条 実施機関は、開示請求等をしようとする者が、容易かつ的確に開示請求等を行うことができるように、当該実施機関の保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(個人情報保護制度の改善)

第58条 実施機関は、個人情報の保護に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

(運用状況の公表)

第59条 市長は、毎年1回、この条例に基づく個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(他の法令との調整等)

第60条 この条例は、次に掲げる個人情報については適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報(同法第2条第11項に規定する調査票情報という。)に含まれる個人情報

(2) 統計法第52条第1項に規定する個人情報

(3) 本市の図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存している個人情報

2 第3章第1節の規定は、他の法令等の規定により、閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）にあっては、当該他の法令等が定める方法（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による保有個人情報の開示については、適用しない。

3 第3章第2節の規定は、他の法令等の規定により、保有個人情報の訂正の手続が定められているときにおける保有個人情報の訂正については、適用しない。

4 第3章第3節の規定は、他の法令等の規定により、保有個人情報の利用停止の手続が定められているときにおける保有個人情報の利用停止については、適用しない。

（委任）

第61条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第8章 罰則

第62条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第50条第5項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は第51条第4項に規定する指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報（保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）に限る。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第63条 前条に規定する者が、その職務、受託事務又は指定管理業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第64条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第65条 第40条第4項又は第47条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、5

0万円以下の罰金に処する。

第66条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第8章の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の平塚市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定によりされている個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求又は中止請求については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にされている不服申立てについては、なお従前の例による。この場合において、旧条例第22条第1項の規定により置かれた平塚市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)に、旧条例第21条の規定により諮問され、又はその議を経ていないものの同条の規定の適用については、旧審査会は、この条例による改正後の平塚市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第40条第1項の規定により置かれた審査会(以下「新審査会」という。)とする。

4 前2項に規定するものを除くほか、施行日前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為で新条例中にこれらに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

5 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報取扱事務についての新条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「行っているときは、この条例の施行後遅滞なく、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。」とする。

6 この条例の施行の際現に実施機関が実施機関以外のものに電子計算機を用いて行わせている個人情報取扱事務についての新条例第50条第2項の規定の適用については、同項中「行わせるときは、あらかじめ」とあるのは、「行わせているときは、この条例の

施行後遅滞なく」とする。

- 7 旧審査会は、施行日において、新審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 8 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は、施行日に新審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされた者の任期は、新条例第40条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 9 旧条例第23条第1項の規定により置かれた平塚市個人情報保護運営審議会(以下「旧審議会」という。)は、施行日において、新条例第47条第1項の規定により置かれた審議会(以下「新審議会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。
- 10 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日に新審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされた者の任期は、新条例第47条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成21年3月25日条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月18日条例第37号)抄

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中平塚市情報公開条例第5条第1号ウの改正規定及び第2条中平塚市個人情報保護条例第16条第2号イの改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月25日条例第27号)

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

附 則(平成28年3月17日条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の平塚市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされる開示諾否決定、訂正諾否決定若しくは利用停止諾否決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた開示諾否決定、訂正諾否決定若しくは利用停止諾否決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月23日条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第7号の改正規定（「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）並びに第29条及び第30条の2第1項第1号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 実施機関は、改正後の第6条の規定により平塚市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くこととされる事項については、施行日前においても、審議会の意見を聴くことができる